

# 要介護認定・要支援認定申請にあたっての留意事項

加西市福祉部長寿介護課

TEL ; 0790-42-8788

## 1. 申請について

- ・ 申請書に介護保険被保険者証（原本）を添付し、長寿介護課へ持参又は郵送により提出してください。
- ・ 介護保険被保険者証を紛失されている場合は、必要に応じて、申請書の提出者の本人確認及び被保険者本人からの代理権確認を行いますので、ご持参ください。
- ・ 第2号被保険者（40～64歳までの方）で、医療保険に加入している方は、申請区分に関わらず、医療保険被保険者証の写しを添付してください。新規申請をされる方は、介護保険被保険者証を交付していませんので、介護保険被保険者証の添付は不要です。更新申請又は区分変更申請等をされる場合は、介護保険被保険者証の添付が必要です。
- ・ 申請日は、原則として長寿介護課が申請書を受理した日とします。

## 2. 主治医意見書について

- ・ 主治医とは、介護が必要となった直接の原因である疾病等の治療等を行っている医師のことを言います。
- ・ 申請書に記入された主治医に対し、後日、市から意見書の作成を依頼します。あらかじめ主治医から意見書作成の承諾を得ておいてください。  
ただし、加西市内医療機関（市立加西病院を除く）においては、市からの郵送は行いません。申請受付後にご本人等へ交付しますので、開封せずに主治医へお渡しください。
- ・ 意見書作成の承諾を得ておらず、定期的な受診がない場合や簡単な診察を受けたことしかない場合等には、新たに又は改めて受診していただく必要があります。近日中（概ね1週間）に受診予定がない場合は、主治医に対し、要介護認定等申請を行うことを伝えた上で、意見書作成の承諾を得た後又は受診後に申請してください。
- ・ 第2号被保険者の場合、要介護状態の原因である身体上または精神上的の生活機能低下が特定疾病によることが認定の要件となっています。要件を満たすかどうかは、主治医意見書に記入された内容により確認することになりますので、特定疾病に該当しているかどうかにつき、あらかじめ主治医に確認の上、申請してください。

## 3. 認定調査について

- ・ 市又は市が調査を委託した事業所等の調査員が、ご自宅や入居中の施設、入院中の病院など日頃の状況を確認できる場所を訪問し、調査を実施します。

- ・ ご家族や介護者の方は、できる限り調査に同席してください。ただし、病院等で調査を行う場合は、同席できないことがあります。
- ・ 認定調査では、次のようなことを確認します。調査としてお伺いする以外の内容でも、特に介護の手間となっているようなことがあれば、調査員へその内容等をお伝えください。
  - 動作確認（本人へ）  
歩行、立ち上がり、寝返り等の動作を、可能な範囲で実際に行っていただきます。
  - 生活機能等に関する介護状況や必要性に関する質問（本人又は介護者へ）  
移動、食事摂取、排尿排便、衣類の着脱など、日常生活動作の機能や介護状況を確認します。
  - 認知機能に関する質問（本人又は介護者へ）  
生年月日や年齢、季節、日課の理解など、認知機能の状況を確認します。
  - 精神・行動障害に関する質問（主に介護者へ）  
社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動の有無、頻度などの状況を確認します。
- ・ 疾病等で心身の状態が不安定である場合や、入退院等直後で環境に変化がある場合は、介護の手間を適正に確認するため、原則として、状態安定後一定期間（概ね1週間）が経過してから調査を行います。
- ・ 調査日決定後に、状態が不安定となった場合や、入退院等があった場合は調査日時又は調査場所の変更が必要になることがありますので、長寿介護課へご連絡ください。
- ・ 天候その他やむを得ない事情により、調査日時の変更をお願いすることがあります。あらかじめご承知おきください。
- ・ 調査日の前開庁日に、確認のご連絡を差し上げています。
- ・ 認定調査予定日時

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ (概ね1時間)

#### 4. 認定結果について

- ・ 認定結果が出ましたら、認定結果通知書及び介護保険被保険者証を住民票上の住所（送付先変更申請をされている場合は、当該変更先の住所）へ、普通郵便により送付いたします。
- ・ 電話や窓口等で、認定の進捗状況や審査会の日程、認定結果について問い合わせいただいても、お伝えすることはできません。
- ・ 申請後、結果判定が30日を超える見込みの場合には、延期通知書を送付します。ただし、更新申請の場合で、申請書の同意欄において、有効期間内に限り延期通知を省略することに同意をいただいている場合は、その範囲内において送付いたしません。